

## 当社設定の投資信託においてデリバティブ取引等に係る投資を管理する方法について

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

当社では、金融商品取引法第 42 条の 2 第 7 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号、ならびに一般社団法人投資信託協会の「投資信託の運用に関する規則」第 17 条および「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」を遵守することを目的として、下記のとおり当社を設定する投資信託においてデリバティブ取引等に係る投資の管理を行います。

### 1. デリバティブ取引等の定義

デリバティブ取引等とは、以下の取引等をいいます。

- (1) デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に定めるものをいいます。）
- (2) 新株予約権証券（新株引受権証券を含みます。）に係る取引
- (3) 新投資口予約権証券に係る取引
- (4) オプションを表示する証券もしくは証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号に定めるものをいいます。）
- (5) 選択権付債券売買
- (6) 商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に定めるものをいいます。）

### 2. 管理対象となる投資信託の範囲

デリバティブ取引等に係る投資の管理の対象となる投資信託は、以下に掲げるものであって、デリバティブ取引等のいずれかに実質的に投資可能とされているものとします。（以下、「ファンド」といいます。）

- (1) 公募の投資信託
- (2) 私募の投資信託のうち、公募の投資信託（当社以外の委託会社が設定するものを含みます。）の実質的な投資対象となっているもの（ファンド・オブ・ファンズの投資対象となっている投資信託や、親投資信託（マザーファンド）を含みます。）

### 3. デリバティブ取引等の管理の基本方針

当社においては、各ファンドが下記 4. の管理基準を満たしていることをモニタリングすることにより、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額がファンドの純資産総額を超えるようなデリバティブ取引等を行うことのないよう管理するものとします。

#### 4. 管理基準

- 各ファンドにおいて、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下、「市場リスク量」といいます。）が、ファンドの純資産総額の 80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を実質的に行っていないファンドは、当該管理を行わないことができます。
- 市場リスク量は、平成 19 年金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

以上